解散公告（第二回）

当法人は平成二十六年九月九日東京都知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月八日
東京都昭島市昭和町二丁目一番一四号パレットビル二階
医療法人社団永福会
清算人　野村　芳樹

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年六月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月八日
広島県廿日市市宮島口西二丁目五番一八号
医療法人酒井内科医院
清算人　酒井　憲子

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年九月十九日佐賀市長の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月八日
佐賀県佐賀市兵庫北六丁目一番一〇号
兵庫北土地区画整理組合
代表清算人　野口儀次郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年八月三十一日、社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年九月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月八日
千葉県佐倉市中志津二丁目一四番七号
医療法人社団志津碧会
清算人　大森　真代

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年九月十九日開催の第十回定期大会の決議により、平成二十六年九月三十日に解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月八日
東京都千代田区神田須田町一丁目三番地
パル労働組合
清算人　渡邊　雅明

解散公告（第三回）

当社は、昭和五十九年十二月二日商法第四〇六条ノ三第一項の規定により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月八日
東京都中央区築地二丁目一一番七号
株式会社セントラル・プロモーション
清算人　鈴木　康浩
連絡先　東京都中央区新川二丁目八番二号
新川ＹＭビル二階　すずき法律事務所

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十六年九月五日山梨県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年九月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月八日
山梨県大月市大月二丁目六番二〇号
大月市土地開発公社
代表清算人　石井　康雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年八月十五日、兵庫県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年九月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月八日
兵庫県神崎郡福崎町南田原三一一六番地一
清算法人八千種土地改良区
清算人代表　尾内　崇宏

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年八月三十日開催の労組解散大会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月八日
山口県光市大字島田三四三四
新日鐵住金光労働組合
清算人　上田　孝志

第二十六期決算公告

平成二十六年七月二十日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部		
流動資産	四、二二九、	三四五
固定資産	一、一九四、	八〇八
合計	五、四二四、	一五四
負債及び純資産の部		
流動負債	一、六七七、	九〇七
賞与引当金	一九四、	三三九
工事損失引当金	一三、	四一九
事業再構築等引当金	三、	四三六
固定負債	三八七、	五七二
株主資本	三、二二五、	六二〇
資本金	四五〇、	〇〇〇
資本剰余金	一九九、	六二〇
資本準備金	九三、	七四八
その他資本剰余金	一〇五、	八七一
利益剰余金	二、五七五、	九九九
利益準備金	五五、	八九八
その他利益剰余金	二、五二〇、	一〇一
評価・換算差額等	一三三、	〇五五
その他有価証券評価差額金	一三三、	〇五五
合計	五、四二四、	一五四
（注）当期純利益	四四九、	六〇三

平成二十六年十月八日
東京都港区新橋六丁目一番一一号
株式会社内田洋行ＩＴソリューションズ
代表取締役　新家　俊英

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所札幌市中央区南一一条西一二丁目八〇三番地
被相続人　亡　三浦美和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月八日
札幌市中央区大通西一〇丁目四番一六号
ダンロップＳＫビル七階　弁護士法人ほくと総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　津田秀太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県四日市市水沢野田町一二五四番地、最後の住所東京都八王子市散田町四丁目三四番六号
被相続人　亡　竹中　よし

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月八日
東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階八王子総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　番場　弘文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区西麻布三丁目一八番、最後の住所東京都港区西麻布三丁目二〇番九―五〇三号
被相続人　亡　蘭　廣昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月八日
事務所東京都千代田区神田富山町二四番地
神田富山町ビル六階みどり法律事務所
相続財産管理人　弁護士　海老原　覚

第８期決算公告

平成26年10月8日
栃木県宇都宮市下栗町701番地46
株式会社プラスワールド
代表取締役　金　先烈

貸借対照表の要旨（平成26年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	28,269
	固定資産	631,902
	合計	660,171
負債及び純資産の部	流動負債	54,813
	固定負債	448,496
	株主資本	156,862
	資本金	50,000
	資本剰余金	106,862
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	106,862
	（うち当期純利益）	(29,428)
	合計	660,171